

監査委員から、平成27年2月から7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長あて報告されております。

また、すでに配付しております文書のとおり、平成27年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第6 議第9号及び日程第7 議第10号

○議長（小松善雄君） 日程第6 議第9号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7 議第10号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して上程します。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（小松善雄君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第9号及び議第10号について、提案理由を御説明申し上げます。両議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は5億8,464万4,131円であり、歳出の支出済額合計は5億5,345万1,860円となることから、歳入歳出差引残額は3,119万2,271円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は1,567億3,534万6,993円であり、歳出の支出済額合計は1,504億1,485万6,849円となることから、歳入歳出差引残額は63億2,049万144円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には平成27年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について事務局より御説明申し上げます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（小松善雄君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） それでは、平成26年度主要な施策の成果報告書について御説明申し上げます。別冊の成果報告書をごらんください。

1 ページの1、被保険者の状況について申し上げます。平成26年度末の被保険者数は19万1,361人で、前年度より343人、率にして0.18%増加しており、山形県の人口に占める割合は16.92%となっております。

2 ページの保険財政の状況につきましては、決算状況で説明しますので省略させていただきます。

次の3ページをごらんください。3の保険給付事業でございますが、前年度との比較では、給付額は1,414億円で、前年度との比較では0.4%の伸びとなっております。

次に、4ページに件数の表がございますが、同じく件数の計では592万件で、前年度比1.0%の伸びとなっております。また、その下の平成26年度の給付費の詳細ですが、(1)の療養給付費を見ますと、入院費が金額では全体の46.06%と大きな割合を占めております。

次に5ページの(2)療養費の内訳でございますが、主に柔整療養費やあんま、マッサージ費などが主なもので、割合では80%ほどを占めております。次に5ページ下段ですが、1人当たりの年間給付額は73万7,683円でございます。前年度に比べ0.30%ほどの増となっております。

次に、6ページをごらんください。(3)審査支払手数料と(4)電算処理手数料ですが、全国の広域の状況などを参考にしながら委託先の国保連合会と毎年協議を行っております。その結果、審査支払手数料は1件当たり10円の減額となっております。

7ページの保健事業でございますが、広域連合では健康診査事業と歯周疾患検診事業を実施しております。(1)の健康診査事業は県内全市町村に委託して実施しております。目標受診率は22%でございますが、平成26年度は3万4,874人が受診し、受診率は19.71%で、前年に比べ0.74%向上しております。今後も受診率の向上に努めたいと思っております。次に、(2)の歯周疾患検診事業につきましては、平成22年度から実施している事業で、歯の喪失を予防し健康を維持できるように、前年度に75歳に到達した被保険者を対象に山形県歯科医師会に委託して実施しています。

8ページの上段③をごらんください。平成26年度の歯周疾患検診の対象者は1万1,578人、受診された方が950名で、受診率は1.18%減の8.21%となっております。8ページの下段からの医療費適正化事業でございますが、医療費の適正化と抑制のためレセプト点検事業と医療費通知事業を実施しております。

次に9ページでございますが、医療費通知事業では7月、11月、3月の年3回、受診された全被保険者に通知を差し上げております。9ページの下段(3)のジェネリック医薬品利用促進差額通知事業は、平成23年度からの新規事業として8月と1月の年2回、差額通知をお送りしております。その取り組みの結果といたしまして、ジェネリック医薬品の利用状況につきましては、ことし3月時点の数量ベースで58.65%となっております。

10ページの(4)第三者行為求償事務事業でございますが、この事業は交通事故に係る求償事務について国保連合会に委託して実施しております。

11ページの6、電算処理システム運用支援業務委託事業につきましては、標準システムの運用及び保守管理を国保連合会に委託して実施しております。7の被保険者証等作成及び封入封緘業務委託につきましては、8月1日の被保険者証の一斉更新に合わせ委託をして実施しております。金額につきましては、消費税の引き上げなどによりまして19.22%の増となっております。制度広報周知事業は市町村と連携しながら広報を行っております。パンフレットやリーフレットの作成に当たりましては、市町村担当者の意見と要望を反映しながら毎年改善に努めております。

続きまして12ページでございますが、9の長寿医療懇談会につきましては、本県の後期高齢者医療広域連合の運営が円滑になるよう被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方、10名の方々から広く意見をいただくために開催をしております。昨年度は9月19日に開催し、運営状況について御報告するとともにジェネリック医薬品利用促進や保健事業計画などについて御意見を頂戴いたしました。10の市町村後期高齢者医療事業に対する補助金でございますが、後期の制度広報や説明会などに14市町から取り組んでいただいで約51万円、きめ細やかな相談のための体制の整備として3市町から相談スペースの整備をしていただき、約32万円交付をしております。また、長寿・健康増進事業では、肺炎球菌の予防接種事業などに33市町村から取り組んでいただき1,312万円を交付いたしました。長寿・健康増進事業につきましては、主な対象事業であります肺炎球菌予防接種事業が昨年10月以降接種分から市町村事業となりまして、後期の補助対象外となった関係で前年比52.55%の大幅減となっております。

以上、平成26年度主要な施策の成果報告書の説明を終了いたします。なお、決算につきましては説明員を交代させていただきます。

○会計管理者（設楽和由君） 議長。

○議長（小松善雄君） 設楽会計管理者。

○会計管理者（設楽和由君） それでは、平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書12ページ、13ページをお開きください。

決算書12ページ、13ページでございます。初めに、一般会計歳入歳出決算事項別明細書について御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金でございますが、これは市町村からの事務費負担金であり、合計では予算現額5億3,963万1,000円に対し調定額、収入済額とも同額となっております。2款財産収入でございますが、これは財政調整基金及び臨時特例基金に係る利子収入で、収入済額は16万9,699円でございます。次に、3款繰越金でございます。これは平成25年度からの繰越金であり、収入済額は4,440万6,565円でございます。

14ページ、15ページをごらんください。4款諸収入でございます。1項預金利子の収入済額は5万2,127円、2項雑入につきましては収入済額38万4,740円となっております。

以上、歳入合計につきましては、予算現額5億8,467万4,000円に対し調定額は5億8,464万4,131円であり、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

歳出について御説明申し上げます。16ページ、17ページをごらんください。1款議会費につきましては、支出済額は54万1,844円となっております。

2款総務費でございます。1項総務管理費は16ページから19ページまでとなります。19ページをごらんください。一番上の表になりますけれども、合計では支出済額は2億2,256万9,880円であり、115万5,120円の不用額となっております。次の2項選挙費では、直接請求などがなく選挙管理委員会を開催する必要がなかったことから、支出はありませんでした。3項監査委員費は、支出済額は8万3,692円となっております。

20ページ、21ページをごらんください。3款民生費でございます。支出済額は3億3,025万6,444円でございます。2,489万5,556円の不用額でございますが、特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。次に4款予備費でございますが、予算現額500万円に対し予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計では、予算現額5億8,467万4,000円に対し支出済額は5億5,345万1,860円であり、3,122万2,140円の不用額でございました。

それでは、続きまして後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。22、23ページをごらんください。

歳入について御説明申し上げます。1款分担金及び負担金でございますが、これは市町村で収納した保険料並びに医療給付に対する市町村の負担金等であり、合計では調定額、収入済額とも同額の225億8,612万6,100円となっております。2款国庫支出金でございます。1項国庫負担金につきましては、合計では収入済額は381億7,335万934円でございます。医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算額に比べ約30億4,000万円の増となっております。

24ページ、25ページをごらんください。2項国庫補助金でございます。合計では収入済額163億2,230万9,904円、予算額に比べ約9億円の増となっております。これは1目調整交付金で、広域連合間における所得の格差是正のためなどに交付されます普通調整交付金が、当初の見込みを上回っての交付となったためなどでございます。

26ページ、27ページをごらんください。3款県支出金1項県負担金でございます。合計で、収入済額は118億5,127万9,907円となりました。医療給付実績が当初の見込みを下回ったためこれに応じた交付となり、予算額に比べ約1億8,000万円の減となりました。次の2項県財政安定化基金支出金では、予算額どおりの4億円の収入済額となりました。次に4款支払基金交付金でございますが、収入済額は585億946万2,000円でございます。当初の見込み

を約2億1,000万円上回っての交付となっております。

28ページ、29ページをごらんください。5款特別高額医療費共同事業交付金でございますが、収入済額は1,713万4,358円でございます。6款繰入金1項一般会計繰入金でございますが、これは一般会計からの事務費繰り入れて、収入済額は3億3,025万6,444円でございます。次に、2項基金繰入金でございます。収入済額は合計で11億2,502万8,959円で、保険料の軽減額などが見込みより少なかったため、臨時特例基金からの繰入額が予算額に比べ約1,200万円の減となっております。

30ページ、31ページをごらんください。7款繰越金でございますが、これは平成25年度からの繰越金であり、収入済額は72億4,633万953円となっております。次に8款諸収入1項延滞金、加算金及び過料につきましては、収入済額は73万5,602円で、2項預金利子につきましては541万3,444円の収入済額でございます。

32ページ、33ページをごらんください。3項雑入でございますが、合計で収入済額は1億6,791万8,388円となっております。2目返納金中、収入未済額が45万8,621円ございます。これは、所得の修正申告等により、医療機関窓口で支払う自己負担割合がさかのぼって1割から3割に変更なったため、多く保険給付した分につき被保険者から返納してもらうものなどございますが、年度内に返納されなかったことから収入未済額となったものでございます。

以上、歳入合計では、予算現額1,528億2,472万3,000円に対し調定額1,567億3,580万5,614円、収入済額1,567億3,534万6,993円、収入未済額45万8,621円でございます。不納欠損額はありませんでした。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。34ページ、35ページをごらんください。1款総務費1項総務管理費は、合計で支出済額3億3,670万6,136円で、2,392万3,864円の不用額でございます。不用額の主なものとしては償還金利子及び割引料で、一時借入れの必要がなかったため借入利息が全額不用となったことなどでございます。

36ページ、37ページをごらんください。2款保険給付費1項療養諸費は、合計で支出済額1,397億7,156万9,841円となり、20億9,431万2,159円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、1目療養給付費で医療給付の実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、2項審査支払手数料は支出済額3億2,578万9,102円でございます。7,983万6,898円の不用額でございますが、これは国保連合会に委託しておりますレセプト審査支払事務について、国保連合会が前年度の同事務の精算をしたところ剰余金が生じ、その剰余金と本年度分の審査支払手数料を相殺しての請求となったことなどから不用額が生じたものです。3項高額療養諸費でございますが、支出済額は10億7,641万6,995円であり、8,232万7,005円の不用額でございました。

38ページ、39ページをごらんください。4項その他医療給付費1目葬祭費でございます。支出済額は5億9,570万円となっております。3款県財政安定化基金拠出金は、支出済額

6, 400万円で行いました。4款特別高額医療費共同事業拠出金で行います。支出済額は2, 764万1, 775円となっております。

40ページ、41ページをばらんください。5款保健事業費は、支出済額は合計で3億2, 193万4, 706円、3, 630万8, 294円の不用額で行います。6款基金積立金で行います。1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、国から交付される円滑運営臨時特例交付金を全額基金に積み立てるもので、支出済額10億5, 107万961円となりました。国からの交付金が見込みを下回っての交付のため、8, 092万9, 039円の不用額となっております。次に2目医療給付費等準備基金積立金は、平成26年度中に新たに設置した医療給付費等準備基金へ積み立てたもので、支出済額17億2, 452万1, 000円となりました。

42ページ、43ページをばらんください。7款諸支出金で行います。合計で支出済額は51億1, 950万6, 333円であり、709万5, 667円の不用額で行います。不用額としては、3目償還金で、平成25年度高額医療費国負担金などの実績額精査に伴い返還額が減少したためなどで行います。8款予備費で行いますが、35万9, 078円を4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金に予備費充用いたしました。

以上、歳出合計は、予算現額1, 528億2, 472万3, 000円に対して支出済額は1, 504億1, 485万6, 849円であり、24億986万6, 151円の不用額となりました。

続きまして、46ページをばらんください。実質収支に関する調書で行います。一般会計で行います。3、歳入歳出差引額は3, 119万2, 000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5、実質収支額は3, 119万2, 000円となりました。全額を翌年度に繰り越すもので行います。

47ページをばらんください。特別会計で行います。3、歳入歳出差引額は63億2, 049万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5、実質収支額は63億2, 049万円となりました。全額を翌年度に繰り越すもので行います。

次に、50ページをばらんください。財産に関する調書で行いますが、1、公有財産、2、物品、3、債権については該当ございません。

51ページ、4、基金、(1) 後期高齢者医療制度臨時特例基金で行いますが、これは国から交付される臨時特例交付金を積み立てて、低所得者や社会保険の被扶養者であった者の保険料軽減などの財源として活用するもので行います。前年度末現在高は2億9, 179万1, 635円で行いました。決算年度中増減高7, 379万683円の減の内訳ですが、新たに積み立てた金額は国の臨時特例交付金の10億5, 107万961円と預金利子16万7, 315円であり、また、基金の目的に沿って取り崩した金額は11億2, 502万8, 959円で行いました。この結果、決算年度末現在高は2億1, 800万952円となりました。次に(2)の財政調整基金で行いますが、これは突発的なシステム改修などに備えるため、平成19年度市町村事務費精算金の一部を積み立てたもので行います。前年度末現在高は953万6, 618円で行いました。決算年

度中増減高2,384円の増の内訳は、預金利子を新たに積み立てたものでございます。この結果、決算年度末現在高は953万9,002円となりました。(3)の給付費等準備基金でございますが、これは保険料算定の特定期間中の留保資金や決算剰余金を管理するため、平成26年7月の定例議会で御承認をいただき新たに造成した基金でございます。決算年度中増減高17億2,452万1,000円の増の内訳は、平成25年度の決算剰余金の一部などを積み立てたものでございます。決算年度末現在高も同額の17億2,452万1,000円となりました。

以上、平成26年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要であります。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松善雄君） 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、議第9号及び議第10号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。中村代表監査委員。

○代表監査委員（中村一明君） 議長。

○議長（小松善雄君） 中村代表監査委員。

決算審査意見の説明

○代表監査委員（中村一明君） 議第9号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び議第10号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての決算審査に係る概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の平成26年度歳入歳出決算書の52、53ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月8日付けで広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査に当たりましては、53ページ、第3、審査の方法に記載のとおり実施をいたしました。

審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類はいずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についてもおおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。また、各基金はそれぞれの設置の目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略をいたします。

後期高齢者医療制度は、昨今の高齢化社会の進展や医療技術の高度化に伴い医療費がますます増大する中、高齢者の方々が将来にわたり安心して医療を受けられますよう平成20年4月に創設され、ことしで8年目を迎えました。今後とも県内各市町村との連携をより一層密にしながら制度の健全な運営維持に努められるよう要望し、決算審査の意見といたします。

○議長（小松善雄君） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ございませんか。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（小松善雄君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） 26年度の主要な施策の成果報告書の中に歯周疾患検診の件があるんですけども、25年度より26年度は受診者が減って、わずか8.21%となったというふうな項目でしたけども、歯周疾患をなくして正しい口腔ケアを行うことによって肺炎の予防になったり、糖尿病または成人習慣病、認知症まで効果があるということは、よく知られてることです。これをちゃんと実施すれば医療費の減額にもつながるんですけども、私、少しびっくりしたんですね。10人に1人しかしてないんじゃないかと。なぜこんな低い数字であるのか、また、受診率、今後どのように取り組んでいかれるのか。事務局からの御説明をお願いしたいと思います。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（小松善雄君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） お答えいたします。歯周疾患検診事業につきましては、目標受診率15.0%を目標としております。おっしゃるとおり、現時点では8.21%ということで、しかも昨年より1.18%の若干微減ということで、大変申し訳なく思っております。その減ったまじ理由でございますが、受診者数が若干減ったと。その割に受診を必要としない治療中の方があまり減らなかったというふうなことで、結果的には若干受診率が下がったというふうなことでございます。もっともっと受診者数を増やさなければならないのではないかというお話でございますが、広域のこの歯周疾患検診の期間は8月から12月というふうになっております。先週、この歯周疾患の検診票を発送いたしまして、まず受診勧奨したところでございます。今年度につきましては、なお10月ごろにもですね、市町村のほうにお願いして広報紙なり何なりにですね、掲載をいただくという形で一層の啓蒙啓発を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小松善雄君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

○16番（富樫 透君） 議長。

○議長（小松善雄君） 富樫議員。

○16番（富樫 透君） ただいま歯周疾患についてもありましたが、毎回話題になっているのはジェネリックの関係と受診率の関係が話題になります。傾向を見ますとジェネリックについては順調に伸びているなというようなことで、成果のところの説明いただきましたけれども、こちらの保健の受診率の関係は0.74ですか。一昨年伸び率が1.43、その前が0.63ですか。という

ことを見ますと、少し鈍化傾向にあるのかなというふうに思ってますし、22%という目標数値も踏まえてですね、今年度についてはどのような中身で、一昨年度から見ると半分というような数値でございますので、特記情報があったのか、あるいはそろそろだんだん厳しい状況になっている、あるいはまだまだちょっとここは今年度で惜しい事情があったということがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

それからもう一点ですが、代表監査委員のほうからも審査意見ということで述べていただきましたけれども、どうしてもこの改選時に監査委員が1人になってしまうという状況が生まれております。いろんな特殊事情があることは一定理解しつつもですね、これだけの金額の中身の審査ということであればですね、私は、所外決裁でもかまわないので議選の監査委員をとというようなことも少し検討してもよいのではないかとというようなふうにも思っておりますが、まずは代表監査委員の意見、あるいは理事者の方のご意見をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（小松善雄君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） 初めに、健診事業とジェネリックについて私のほうからお答えをいたします。健診事業につきましては、目標受診率が22.0%ということで、これにつきましては後期高齢者医療の老人保健の時代の受診率、平均をとっております。先ほども申し上げましたが、前年に比べ昨年度は0.74%向上しているということで、昨年度19.71%ですので、このままいけばですね、うまくいけば28、29年度にですね、この22%を何とか達成できるのかなというふうには思っております。ただ、全国平均受診率が約30%程度でございますので、その22%を達成した暁にはですね、さらに高い目標を設定させていただきまして、なお受診率の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。また、先ほども申し上げましたが、庄内地区のほうがですね、約30%平均ですね、大変高くなっております。ですから庄内地区のほうはですね、優良市町村の取り組み事例につきまして、昨年9月、ことしの7月とですね、全市町村に御送付いたしまして啓蒙啓発に努めているところでございます。

続きまして、ジェネリック医薬品の差額通知事業につきましては、国のほうでは平成29年度末、60.0%を目標率として設定をしております。広域といたしましては、ことし3月時点の数量ベースで58.65%となっておりますので、これにつきましては国の目標数値としております29年度末、60%を達成できるのかなというふうには思っております。ただ、これにつきましてもなお啓蒙啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○代表監査委員（中村一明君） 議長。

○議長（小松善雄君） 中村代表監査委員。

○代表監査委員（中村一明君） 先ほどの議選の監査が抜ける期間1人でということで、意見を求められたところでございますけれども、4月30日で議選の監査委員が1人抜けられて、それ以降例月出納検査、それから定例監査、決算審査ということで私のほうでやらせていただきましたけれども、その前段として、予備監査ということで事務局のほうでも書類監査のほうをやっております。そし

て法的にも問題はないのかなと思っておりますけども、私のほうとしては、1人よりは、また違った意見も出るのかなとは思いますが、問題はないのかなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（小松善雄君） 富樫議員どうですか。

○16番（富樫 透君） 議長。

○議長（小松善雄君） 富樫議員。

○16番（富樫 透君） まず健診の関係でございますが、私がちょっとお聞きしたかったのは、一昨年度から1.47という伸び率がある。今年度の決算を反映してるんじゃないかと。その理由をお尋ねしてるんです。ですからその22%という数字は、クリアはこのままだけでできるでしょう。ただ全国的な数字、あるいは一部のエリアは30%ぐらいいっているのにとということでの、この温度差の是正についてどう整理をされているのかということに改めて答弁いただきたいと思っております。

監査委員につきましては連合長のご意見も参考までにお聞かせいただければというふうに思っておりますので。まずは1人より2人という代監のご意見もあったようでございますので。なかなかシステマ的には難しいのかもしれませんが、法的に問題がないことは重々理解しつつも、可能であればそのような方法、あるいはその金額の大きい少ないではございませんが、そういう体制づくりも必要なのではないかということに意見として述べさせていただきたいと思っておりますので、御所見を改めて伺えればというふうに思っております。

○議長（小松善雄君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸吾君） 一昨年の伸び率に比べまして昨年の伸び率が半減した理由ということでございますが、それについては正確なことは正直わかりません。ただ、一昨年と申しますと保険料率改定に当たりまして、初めて庄内地域のですね、取り組み事例について精査をいたしまして、市町村のほうにお話しした年となっております。ですからそこら辺を参考にさせていただいて、取り入れていただいているのかなというふうには思っております。それを繰り返し繰り返し広域としては何回も啓発をしているわけでございますが、なおそこら辺精査をいたしましてお願いをしてまいりたいというふうに思っております。なお今年度につきましてもですね、7月に保健事業部会というのを開催いたしまして、こういった保健事業の浸透のお願いを申し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（小松善雄君） もう一点について市川広域連合長お願いします。

○広域連合長（市川昭男君） 監査委員につきましては、議会のほうでの議員さんから監査委員、出ている経過がございまして、任期の関係上、一時的に1名体制にならざるを得ないところがありますので、どういう方法ができるのか、できれば議会のほうからも選出いただいておりますね、

するのが一番いいんだと思いますが、その辺もう少し検討させてください。

○議長（小松善雄君） よろしいでしょうか。検討ということですので。

○16番（富樫 透君） 議長。

○議長（小松善雄君） 富樫議員。

○16番（富樫 透君） 2つの件について一定理解をしたいというふうに思います。いずれにしても、健診の関係でいえばやはりその、健診率を上げることによって結果的には医療費が減ということにつながるんだろうというふうに思っていますので、まずはいろんなところでの情報提供なり共有をお願いしたいと思いますし、先ほども議選の監査委員の関係については、少し内部でも検討いただきながらですね、所外決議でも私はかまわないだろうというふうには思いますが、その辺どうなのかということも含めてですね、有効的な、あるいはこのほうがということを実部での検討を改めてお願いを申し上げて質問を終わらせていただきます。

○議長（小松善雄君） 今、質疑あったところでありますので、内部検討をお願いしたいとこのようにお願い申し上げます。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。日程第6 議第9号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7 議第10号平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議案2件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議第9号及び日程第7 議第10号の議案2件については、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第8 議第11号及び日程第9 議第12号

○議長（小松善雄君） 日程第8 議第11号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第9 議第12号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので一括して上程をいたします。提案者の説明を求めます。市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（小松善雄君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第11号及び議第12号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第11号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,717万1,000円とするものであります。

議第12号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52億3,766万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,537億9,400万4,000円とするものであります。

詳細については、事務局より御説明を申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（小松善雄君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） 初めに、議第11号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入歳出とも3,119万2,000円増額計上し、総額5億5,717万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊平成27年度歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。お手数ですが、事項別明細書の3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入補正につきましては、4款1項1目繰越金に3,119万2,000円を増額計上しております。平成26年度の決算認定に伴い、前年度の歳入歳出差引額と本年度の繰越金を同額にするための補正でございます。

歳出補正につきましては、2款1項1目一般管理費に2,073万1,000円を、同じく2目財産管理費に1,046万1,000円を増額計上しております。これまで市町村事務費負担金に算入し負担いただいていた一時借入れを行った場合の借入金利子分につきましては、今年度から

あらかじめ予算に計上せず毎年度の市町村負担金に算入しないこととし、必要となった場合は財政調整基金をその財源として対応する見直しを行っております。その見直しに対応すべく、現在1カ月の給付費が約120億円でございます、その額を1カ月借り入れした場合の借入金利子が約2,000万円となるため、基金積立額の目標額を2,000万円としたいと考えておりますが、現在の基金積立残高が約950万円であることから、今年度につきましては繰り越しさせていただいた額の一部1,046万1,000円を財政調整基金に積み立てさせていただき、差し引いた2,073万1,000円を市町村への返還金とし、2款1項1目一般管理費を2億185万1,000円に、同じく2目財産管理費を1,064万1,000円に補正するものでございます。

議第11号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)につきましては以上でございます。

議第12号につきましては説明員を交代させていただきます。

○事業課長(萩生田伸悟君) 議長。

○議長(小松善雄君) 萩生田事業課長。

○事業課長(萩生田伸悟君) 続きまして、議第12号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明します。

事項別明細書の5ページと6ページをごらんください。歳入歳出総額にそれぞれ52億3,766万4,000円を追加し、1,537億9,400万4,000円とするものです。

歳入に係るもの4点、歳出に係るもの2点でございます。事項別明細書の7ページと8ページをごらんください。今回の補正は、国の臨時特例基金交付金と平成26年度決算に伴う剰余金に係るものでございます。

初めに歳入でございますが、1款1項市町村負担金について、平成26年度市町村療養給付費負担金の精算に伴いまして、市町村から追加で納付していただく額5,299万9,000円を増額するものでございます。2款2項国庫補助金につきましては、平成27年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について交付額が予算額を下回る見込みのため、2億1,209万5,000円を減額するものでございます。7款2項基金繰入金につきましては、円滑運営臨時特例交付金について、これまでは交付後一たん基金に積み立てをしてから繰り入れをしておりましたが、国は特例基金への積み立てを行わないということとしましたため、基金からの繰り入れを予定しておりました9億2,372万9,000円を減額するものでございます。8款1項繰越金につきましては、26年度の繰越金として63億2,048万9,000円を追加計上するものでございます。

次は歳出でございます。事項別明細書の9ページと10ページをごらんください。6款1項基金積立金につきましては、医療給付準備基金積立金13億5,698万9,000円を増額いたしまして、臨時特例基金積立金11億3,582万4,000円を減額するため、2つの基金の差額2億2,116万5,000円について増額補正を行うものでございます。次に7款1項償還金及び還付加算金につきましては、給付費実績などに基づきまして平成26年度分負担金等を精算いたしまして、返還金といたしまして50億1,649万9,000円を国、支払基金、市町村に返還するものでございます。

以上、特別会計補正予算の説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小松善雄君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対しまして、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決します。

お諮りいたします。日程第8 議第11号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第9 議第12号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての議案2件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議第11号及び日程第9 議第12号の議案2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第10 議第13号

○議長（小松善雄君） 次に、日程第10 議第13号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを上程いたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（小松善雄君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第13号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第13号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律の施行に伴い、特定個人情報の保護に関し所要の改正をしようとするものであります。
詳細につきましては、事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（小松善雄君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議第13号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が平成25年5月31日に公布され、個人番号の付番に関する規定につきましては平成27年10月5日から施行されることになっております。個人番号につきましては、社会保障、税及び災害対策等の分野におきまして活用されることとなりますが、個人番号をその内容に含む特定個人情報と呼ばれる個人情報につきましては、これまでの個人情報保護と比べより厳格な措置を講じなければならないことが番号法に規定されております。当広域連合におきましても、個人番号を保有するに当たり、個人情報保護に関する取り扱いを定めている条例中に特定個人情報についての取り扱いを別途定める必要があり、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日の関係で一部改正条例は2条に分けております。主な改正内容といたしましては、改正条例第1条関連といたしまして、特定個人情報の利用目的以外の目的での利用の制限に関する規定、特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求者に任意代理人を加える規定、改正条例第2条関連といたしまして、情報提供等記録を訂正した場合の通知先の規定などがございます。施行日は平成27年10月5日、ただし、改正条例第2条関連の情報提供等記録に関する規定等につきましては、番号法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行とさせていただきます。

以上、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議の上、御決議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松善雄君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決します。

お諮りいたします。日程第10 議第13号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松善雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議第13号については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議第14号

○議長(小松善雄君) 次に、日程第11 議第14号山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についてを上程いたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(小松善雄君) 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長(市川昭男君) ただいま上程されました議第14号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第14号につきましては、行政手続法の改正に合わせ、処分等の求め、行政指導の中止等の求めの手続を定めるなど所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長(佐藤浩之君) 議長。

○議長(小松善雄君) 佐藤事務局次長。

○事務局次長(佐藤浩之君) 議第14号山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書12ページとなります。広域連合が行う処分等の手続につきましては、法律等に基づく手続は行政手続法、条例等に基づくものは行政手続条例に定められております。このたび、国民の権利利益の保護の充実のため手続を整備することを目的に行政手続法が改正されたことから、その趣旨を踏まえ、行政手続条例についても同様の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容ですが、行政手続法の改正に合わせ、法令等に違反している事実を発見した場合にその是正のための処分または行政指導を求めることができる規定、法令等に適合しない行政指導の中止を求めることができる規定、許認可等をする権限を示して行政指導を行う場合の根拠法令等を提示しなければならないことを定める規定などがございます。施行日を公布の日からとしておりま

す。

以上、山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議の上、御決議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松善雄君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。日程第11 議第14号山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議第14号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議第15号

○議長（小松善雄君） 日程第12 議第15号山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを上程いたします。

なお、地方自治法第117条の規定により関係議員については退席をお願い申し上げます。

（斎藤淳一議員 除斥）

○議長（小松善雄君） 提案者の説明を求めます。市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（小松善雄君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第15号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第15号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項の規定により当広域連合に置く監査委員のうち、同条第2項における広域連合議員から選出された鍮水一美委員の任期が去る4月30日をもって満了したため、新たに斎藤淳一議員を委員に選任することについて同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松善雄君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第12 議第15号山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松善雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議第15号については、原案のとおり同意されました。

斎藤議員の入室を許可します。

（斎藤淳一議員 着席）

○議長（小松善雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（小松善雄君） 市川連合長。

広域連合長あいさつ

○連合長（市川昭男君） 広域連合議会 7月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の7月定例会に御提案いたしました案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定、御同意をいただきましてまことにありがとうございました。各位には、今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます

なお、私ごとになりますが、来る9月27日、山形市長の任期満了をもって広域連合長の任を退くこととなります。私は、平成19年2月の当広域連合設立以降、広域連合長として、副広域連合長を初め県内全市町村との緊密な連携のもと、適正な制度運営に努めてまいりました。後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の施行から7年が経過し、定着をしているところではありますが、ここまで円滑にかつ安定した運営ができておりますことは、各位の御支援、御協力の賜物と心から御礼を申し上げます。

各位も御承知のとおり、今後高齢者の医療費の増加が見込まれる中、国においては、国民健康保険制度について財政基盤の強化を図った上で財政運営の責任主体を都道府県とするほか、後期高齢者医療を含む日本の医療保険制度の改革が着実に進められているところでもあります。将来にわたり高齢者の方々が安心して医療を受けることができ、いきいきと自立した高齢期を送れるよう、当広域連合の果たしていくべき役割はますます大きくなるものと考えております。

今後につきましては、私の職務代理として、9月28日から新たな連合長が選挙されるまでの間、遠藤副広域連合長に務めていただくこととしております。各位におかれましては、これまでも増してお力添え賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、各位にはくれぐれも健康には御留意の上、今後とも適正かつ円滑な制度運営のため、ぜひお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、あいさつといたします。本日はまことにありがとうございました。

○議長（小松善雄君） 以上で平成27年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時19分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 小松 善雄

署名議員 安彦 勉

署名議員 山尾 順紀

